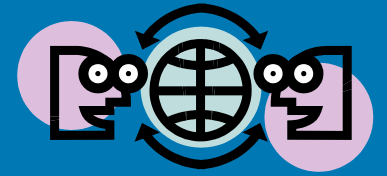




桐 2016春闘まとめ



大東文化学園教職員組合連合機関紙
2017年 3月21日発行 第1111号

大東文化学園教職員組合連合
〒175-8571 板橋区高島平1-9-1
tel/fax. 03-3935-9505

この号の内容

2016年春闘の取り組みと 団体交渉で得られた回答のまとめ



Facebook
大東文化学園
教職員組合連合

大学組合ホームページ
<http://www.boreas.dti.ne.jp/daito-un/>

大東文化学園教職員組合連合は、2016年4月4日に「2016年度春闘要求書」を学園に提出し、4月から11月にかけて計8回の団体交渉に臨み、以下の回答を得ました。要求に対する回答にはまだまだ不十分ですが、次年度の交渉の基盤となる回答を得られ、学園の姿勢を確認することができました。2017年度も春闘アンケート結果をもとに細かな要求をくみ上げて要求書を提出し、団体交渉を申し入れ、実現できなかった部分を含め前進回答の獲得に向けて活動する所存です。

2016 春闘の取り組み

組合連合では毎年3月に春闘アンケートを実施、4月に春闘要求書を提出、団体交渉を経て6月に年間一時金の協定書、7月に次年度入試の出題に関わる手当の協定書を締結しています。

春闘要求は賃金に関するものの他に教育・研究・労働条件の改善にも取り組んでおり、非専任教職員に関する要求も打ち出しています。2016年はアンケート結果に基づき、非常勤講師の権利等についての情報開示など細かな部分の対応を求め、改善に向かっていきます。

また、残業時間の時間当たりの労働単価の算出方法について、学園の現行規則が法に適合しないことがアンケートより指摘されたことにより、12月に規則の改正がなされましたが、これについては更なる追及を要するものとなっています。

2017年度も人件費抑制施策が示されることは中長期財政計画から必至と思われそうですが、漠然とした将来不安や具体性のない将来計画をもとにしたものに対しては、説明を求め、削減するだけでなく、適正な再配分による公平性の高い給与体系への見直しを強く要求していきます。

介護休暇の 充実

改善の方向

国の施策改善に向けての動きに合わせて、全体的な規則の見直しを行うとの回答を得ました。実施時期についても今後言及するよう求めていきます。

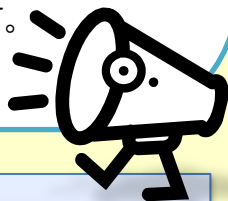
休暇取得条件の対象を限定する規則条文（「同居し、かつ、扶養する」部分）については削除がなされ、改正されました。その他、育児支援に関する条件の改善も検討する方向であるとの回答でした。

有給休暇の取得へ！

アルバイト職員、有期雇用職員の賃金は2016年10月よりそれぞれ時給換算で30円の引き上げがなされました。しかし、これは最低賃金法の改定に沿うものであり、組合は更なる昇給を要求しています。また、一部を除くアルバイト職員に認められていなかった有給休暇の取得について、年間4日の休暇を検討していることが交渉の場で示されました。

高校教員の休日の部活動指導手当実現！

高校教員のクラブ指導に対する手当として、まず第一歩として休日における校内の部活動に対しての手当を要求してきました。実態を裏付けるために、休日指導の実態調査や、タイムレコーダーを利用した勤務状態の調査など、組合員の皆様の協力が、実現の大きな原動力になりました。それを受けて、この課題を連合として重点目標に掲げて運動し、長年にわたり単組及び連合と要求してきたことがついに学園規則に定められました。これは大きな成果といえます。しかし、金額については部活動で休日であること、1日につき1,000円と、仕事量・質に対して十分とは言えません。今後、都立高校並み（都は4,000円）に近づきよう、さらに要求していく必要があります。



2016年の一時金について、夏の一時金は従来通り支給となりましたが、冬の一時金は0.1ヶ月削減で妥結にいたりしました。団交において0.1ヶ月の削減の前提条件として、学園側は中長期財政計画に基づき、以下のことを実施すると述べ、継続的に協議することを確認しました。

- ・教員役職者の賞与加算額の段階的廃止（2017年6月に全廃決定）。また職員役職者についても今後検討する。
- ・他大に比べて高いと思われる教員役職者手当の削減（2017年4月より実施）
- ・役員・評議員（学内）報酬の削減
- ・定期昇給年齢上限の段階的引き下げ

何重にも重なっている役職者の手当を適正にし、そこから確保できる財源をベースアップや給与体系の見直しを含めた若年教員・職員へ還元することが次年度の交渉の課題です。

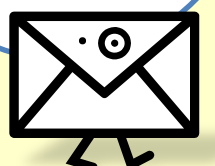
冬季一時金
0.1ヶ月の削減

継続協議

実施中！
ただいま

2017
春闘アンケート
集約中です。

皆様のご意見
をお寄せ下さい！



裏面へ

打つべき手は、 すべて打ったと言えるのか？

「共に難局を乗り越えよう」と
言っていないませんでしたか？

冬期一時金が
0.1ヵ月分削減された
2016年…

役員報酬は カットされて いません！

経営責任は
避けられない

厳しい経営状況のなかでこそ、役員報酬カットを目に見えるものにして
職場のモチベーション低下を避けるべきではないのか？

どう思いますか？

なぜ役員報酬はカットされなかったのか？
2017年春闘では説明を求めます。

また、昨年超過勤務手当（残業手当）に関わる給与規則の条文不備が改正され再計算が行われることになりましたが、この再計算にも誤りがあり、労働基準法に違反している可能性が出てきました。組合で現在調査中です。

様々な問題を抱えたまま新年度を迎えることに組合は危機感を募らせています。今こそ教職員間の連携と協力が求められています。皆様の声を組合に届けてください。